

## 心臓障がい者の過労死労災認定を求める請願書

控訴人、小池友子さんの夫である小池勝則さんは「心臓機能障がい」として身体障がい者手帳3級の交付を受けていましたが、2000年11月豊川市内の家電販売店に身体障がい者枠で採用されました。

ところが同年12月25日、妻の友子さんが自宅に帰ると倒れている勝則さんを発見、死亡が確認されました。享年37歳でした。職場では時間外労働ができるような体ではないのに、毎日2時間余の時間外労働に従事させられたうえ、立ち仕事で休憩時間もほとんどなく、販売ノルマもあり、気温差のある屋外へ上着も羽織れないまま商品の運搬作業のため、就職から1ヶ月程で足がむくむなど体調に変化が出てきました。

心臓機能に障がいのある勝則さんにとって、入社後の研修もなく就労させられたこと、歳末商戦を迎え閉店時間の延長など30日間で44.5時間もの時間外労働は著しく過重でした。また、労働安全衛生法では、採用時の健康診断が義務づけられていますが、勝則さんは健康診断も受けていませんでした。また店長と体調について話す機会もなく健常者と同じ仕事を続けた結果、わずか1ヶ月半後に亡くなりました。

労働基準監督署・労働保険審査会・名古屋地方裁判所は心臓機能障がい者であることに配慮せず、時間外労働など健常者を基準にして労災と認定しませんでした。

2006年国連総会は「障がい者権利条約」を採択、日本も同条約に署名しています。労災認定においても障がいに即した過重性の判断・合理的配慮がされるべきです。障がいのある人も、働くことで社会参加に繋がり「まさに生きること」そのものです。

この裁判を通して障がいのある人もそれぞれの就労可能な条件で社会参加ができるように公正な判決をお願い致します。

氏 名	住 所